平成２２年（フ）第７４６号
大阪府河内長野市木戸西町２丁目２番22号
破産者　金田　時子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
堺市美原区石原485番地10
破産者　圖師富貴子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番27号
破産者　林　　正人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６７号
福岡県飯塚市川島824番地３　７号、前住所福岡県飯塚市柏の森532番地３
破産者　辻　真奈美（旧姓松本）
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３４号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目３番１号　メディックＴＳ―202号
破産者　西　　直輝
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７３号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番１―201号
破産者　曽根田悦子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８１号
札幌市清田区里塚緑ケ丘９丁目８番15号
破産者　大村　誠子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
盛岡市東中野字見石47番地５　コーポ大吉101号
破産者　菊池　清人
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９１号
山形県米沢市通町８丁目２番43号
破産者　佐藤　　潔
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第９２号
山形県米沢市万世町桑山841番地　桑山ハイツ２号棟101号室
破産者　小野　　厚
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０８号
福島県郡山市亀田２丁目27番13号　県営住宅03棟504号
破産者　渡部吉已枝
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
茨城県古河市上辺見2506番地
破産者　代田　俊秋
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７１号
茨城県古河市上辺見2506番地
破産者　代田　陽子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７７号
栃木県下都賀郡壬生町元町15番43号
破産者　鈴木　明恵
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３２６６号
神奈川県綾瀬市大上６丁目12番18号　ビレッジ・クー203
破産者　田島　幸一
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２８号
横浜市港北区篠原東２丁目12番12号
破産者　増田　全平
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０１号
横浜市戸塚区下倉田町615番地18―２棟301号
破産者　岡崎　眞二
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０２号
横浜市戸塚区下倉田町615番地18―２棟301号
破産者　岡崎　和子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７０号
福井市高木中央２丁目1907番地
破産者　前川　速弥
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
福井市高木中央２丁目1907番地
破産者　前川千枝子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係